

徳島県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月12日

徳島県監査委員  
 川村 廣道  
 稲田 米昭  
 原孝 孝仁  
 南恒 恒章  
 大西 西英

監査結果の公表年月日	平成26年11月14日																	
監査の結果			講じた措置															
(1) 歳入で未収となっているもの	< 東部県税局 徳島庁舎 吉野川庁舎 > 県税及び税外収入について，市町村等関係機関と連携して，新たな収入未済の発生を防ぐとともに，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。  県税の収入未済額の状況 <table border="1" data-bbox="479 794 965 962"> <tr> <td>平成25年度決算額</td> <td>1,322,610,542円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度決算額</td> <td>1,447,302,410円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>124,691,868円</td> </tr> </table> 税外収入の収入未済額の状況 <table border="1" data-bbox="479 1043 965 1211"> <tr> <td>平成25年度決算額</td> <td>38,048,731円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度決算額</td> <td>32,546,489円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>5,502,242円</td> </tr> </table>		平成25年度決算額	1,322,610,542円	平成24年度決算額	1,447,302,410円	増減額	124,691,868円	平成25年度決算額	38,048,731円	平成24年度決算額	32,546,489円	増減額	5,502,242円	滞納となった県税については，毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき，計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。しかし，市町村が賦課徴収を行う個人県民税については，平成19年度に税源移譲が行われ課税額が1.8倍に増加したことから，収入未済額が年々累増し，平成25年度決算においては収入未済額全体の77.3%を占める状況となっている。 このため，市町村への徴収支援として，平成26年度においては，新設した「住民税担当」の職員を中心に，県の徴収職員を市町村に派遣して市町村税務職員と共に滞納整理を行う「県の税務職員の市町村派遣制度」を拡充し，派遣期間を1年以内とする「長期派遣」として1市4町に延べ15名，派遣期間を3ヶ月以内とする「短期派遣」として1町に2名を派遣した。なお，派遣先以外の市町村に対しても滞納整理業務全般にわたる適切な助言を行うなど，各市町村の実情に応じた支援を行い，収入未済額の縮減に取り組んでいる。 また，「市町村職員の税務(徴収)事務研修生受入れ制度」により，1市から1名を受け入れ，県の徴収現場で滞納整理の実務を経験してもらい，事務遂行のスキルアップを図った。 さらに，「徳島滞納整理機構」へ県のベテラン徴収職員2名を派遣する等の体制強化を図り，県と市町村とが連携・協働して税収確保と収入未済額の縮減に取り組むとともに，現年度課税分の収入未済の発生を抑制するため，「給与所得者に対する特別徴収制度の普及・拡大」にも取り組んでいるところであり，普及策の一環として，管財課及び建設管理課の協力を得て，平成26年度から県の物品購入や建設工事等に係る入札参加資格審査の申請書類に「個人住民税に係る特別徴収実施確認書」を加えることとなった。 その他の税目については，定期的に「滞納分析会議」を実施して，個別事案ごとに滞納整理方針を協議し，納付意思を示さない者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでおり，電話催告や戸			
平成25年度決算額	1,322,610,542円																	
平成24年度決算額	1,447,302,410円																	
増減額	124,691,868円																	
平成25年度決算額	38,048,731円																	
平成24年度決算額	32,546,489円																	
増減額	5,502,242円																	

別訪問による納税指導のほか、「滞納繰越分整理強調月間(7月～9月)」を設定して滞納繰越分を集中的に処理している。特に個人県民税に次いで収入未済額が多い自動車税については滞納件数も多いため、担当職員から毎月の処理状況の報告を求めて進行管理に努めている。

また、平成26年度に設置された「徳島県地方税徴収対策連絡会議」において、毎年11月および12月を「県下一斉徴収強化月間」と定め、県と市町村の税務職員が連携して納税指導や滞納処分を行うとともに、納税意識向上のための啓発活動などを行うこととした。

この結果、東部県税局管内の県税の平成25年度決算における収入未済額1,322,610,542円が、平成27年1月31日現在で984,214,140円となり、338,396,402円(25.6%)減少した。

また、税外収入は収入未済額38,048,731円が31,368,145円となり、6,680,586円(17.6%)減少した。

今後も納期内納付向上の広報、適時適切な納税指導により自主納税の促進を図るとともに、公正公平な税務行政を進めていくため、厳正な滞納処分を実施することで、県税収入の確保に努めたい。また、個人県民税については、関係市町村と連携を一層密にして、徴収支援の充実に努めたい。

<医療政策課>

返納金(看護師等修学資金貸付金)について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(看護師等修学資金貸付金)の収入未済額の状況

平成25年度決算額	3,357,044円
平成24年度決算額	3,280,000円
増減額	77,044円

収入未済額については、個別の償還指導等により債務者の生活・資力状況に応じた償還計画に基づく償還がなされているところであるが、経済的な事情等から一部償還が滞っている者については、引き続き、債務者及び連帯保証人の実情把握に努めるとともに、債権回収強化月間を設定し集中的に文書や電話、自宅訪問を実施し、滞納繰越額の縮減に努めているところである。

その結果、平成25年度決算額で3,357,044円であった収入未済額のうち、平成27年1月末までに395,000円を収納した。

今後においても、継続的に償還がなされるよう訪問による状況調査や督促を行うなど、一層の収入確保に努めるとともに、新規貸与者については貸付時に貸与者及び連帯保証人に制度を周知徹底する。

また、現年度償還者が納期限を過ぎても入金しない場合には、速やかに、文書や電話による納付指導を行うほか、資力等の問題がある場合には、債務者との相談の上、返還計画の見直しを行うなど、きめ細やかに対応し、新たな収入未済の発生防止に努めている。

<長寿福祉局地域福祉課>

返納金(介護福祉士等修学資金返還金)の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(介護福祉士等修学資金返還金)の収入未済額の状況

平成25年度決算額	1,238,800円
平成24年度決算額	1,191,200円

債務者が指定養成施設卒業後1年以内において、県内で介護福祉士等として7年間(過疎地については3年間)引き続き従事した場合に返還免除となるが、卒業後、規則で定める指定業務に従事しないことにより返還債務が発生し、収入未済となっている。

返納金については、債務者及び連帯保証人に対し、文書や昼間・夜間の電話、自宅訪問による償還指導を行うとともに、個々の債務者等の生活状況の把握に努めてきた。

その結果、平成25年度決算額で1,238,800円であった収入未済額のうち、平成27年1月31日までに136,800円を収納した。

増減額	47,600円
-----	---------

今後においても、文書や電話等により継続した償還督促を実施するとともに、債務者等の生活状況に応じた分割納付などにより着実に償還させ、一層の収入確保に努めたい。

< 障がい者相談支援センター >  
心身障害者扶養共済掛金収入について、新たな収入未済の発生防止に向けての対策を強化するとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

平成25年度決算額	11,576,130円
平成24年度決算額	12,798,470円
増減額	1,222,340円

- 新たな収入未済の発生防止に向けた取組み
  - 掛金の振込みが遅れ気味などにより、今後滞納が発生するおそれのある加入者には早期に連絡を取り、改めて制度の仕組みを説明し、掛金滞納となった場合の取扱いの原則について注意喚起するとともに、親身に相談に乗るなどにより、加入者との良好な関係を築き、滞納回避に努めている。
  - 新規加入者(希望者)向けには、本制度の仕組みや給付金等の支給要件、脱退の取扱いなどを盛り込んだ「重要事項説明書」を用いて、制度に対する加入者の十分な理解が得られる説明に努めている。

- 適切な債権管理による収入確保に向けた取組み
  - 掛金未納者に対し2ヶ月毎に督促状を送付するとともに、電話及び担当者など2名による戸別訪問を行っている。
  - 戸別訪問に際しては、直接未納者などに会って誠実に話すことに努めるとともに、訪問時に不在で連絡がとれない場合は、繰返しの訪問や手紙などにより、粘り強く督促している。
  - 未納者との戸別訪問や電話などにおけるやりとりの経緯を記録に残すことにより担当内で情報共有し、一貫した対応を行っている。
  - また、戸別訪問時には生活環境や生活状況などの把握に努めることにより、適切な債権管理に必要な側面調査としての情報収集を併せて行っている。
  - 納付計画書の提出を求め、適切な債権管理に努めている。
  - 行方不明者や接触が困難な加入者は、市町村や関係者などからの情報を収集し、所在の把握に努めている。
  - 掛金滞納者が給付を受けることになった場合、受給者の理解を得た上で給付金を掛金未納分へ充当するなどの措置により、収入確保に努めている。
  - 主務課である障がい福祉課と未収金ケース検討会議を開催し、取組み方針や情報の共有に努めている。

これらの取組みの結果、平成25年度決算額で11,576,130円であった収入未済額のうち、平成27月1月末までに794,640円を収納した。  
今後も引き続き未納者への納入の依頼をさらに粘り強く行い、収入確保に努めたい。

< 東部保健福祉局 徳島庁舎 >  
返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入

- 返納金(児童扶養手当返納金)の収入未済額の状況  
「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子自立支援員が連携しながら、文書や電話での督促、戸別訪問

確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金等)の  
収入未済額の状況

平成25年度決算額	168,123,665円
平成24年度決算額	156,371,421円
増 減 額	11,752,244円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成25年度決算額	152,861,773円
平成24年度決算額	144,413,833円
増 減 額	8,447,940円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成25年度決算額	20,425,140円
平成24年度決算額	20,235,223円
増 減 額	189,917円

(随時)による債権回収に努めるとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行っている。  
また、市町村と連携し年3回の定例払い前に資格喪失事由の発生等を確認することにより、返納金発生 of 未然防止と早期発見に努めた。

その結果、平成25年度決算額で8,855,400円であった収入未済額のうち、平成27年1月末までに201,000円を収納した。

今後とも、関係市町村と連携しながら、債務者の生活状況の実態把握、就労支援、必要に応じた分割納入の措置、計画的な返納指導を行い、収入の確保に努めるとともに、受給者に対し資格喪失や対象児童数の減などの届出を徹底することにより、返納金の発生予防に努めたい。

2 返納金(生活保護返納金)の収入未済額の状況

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、債務者に対して督促状・催告状を送付するほか、電話・訪問等あらゆる機会を捉えて未収金回収に努めている。

また、対象世帯に「申告義務のしおり」を配布して申告義務の周知徹底を図り、未収金発生防止に努めるとともに、局内で定期的に会議を開催して情報共有に努め、未収金の督促・回収に取り組んだ。

その結果、平成25年度決算額で159,248,265円であった収入未済額のうち、平成27年1月末までに9,986,973円を収納した。

さらに平成26年度から、返納金が発生した時点で速やかに債務者の預貯金調査を実施し、可能な限り全額一括返還を求めるとともに、平成26年7月1日付け生活保護法改正により、法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能となったため、最低生活の維持に支障のない範囲内で保護費から回収している。

今後とも、関係者とも連携強化を図りながら、返納金のさらなる回収と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

3 母子・寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

貸付申請時に担当者と母子自立支援員が面接を行い、制度の趣旨や連帯保証人の責任についての説明と適正な償還計画・口座振替を指導するとともに、償還開始の1か月前には借受人にその旨通知するほか、償還開始の6か月前にも、償還開始の案内に併せて連絡先の確認をすることで未収金の発生予防に努めた。

また、償還開始後間もない者が滞納した場合は、速やかに連絡を取り状況確認の上、指導を行うほか、滞納が継続している者については「母子寡婦福祉資金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し督促状の送付や償還状況の通知、訪問や電話による償還指導を粘り強く実施するとともに、連帯保証人に対する償還指導を強化した。

さらに、母子寡婦福祉資金貸付金償還指導強化週間を12月及び2月に実施し、夜間の電話督促のほか、訪問による償還指導も強化し、早期納入を求めた。

なお、債務者の利便性も考慮して、通常の納付書による収納に加

えて県指定金融機関等に口座を有している者を対象に口座振替制度による収納も実施した。

その結果、平成25年度決算額で母子福祉資金152,861,773円、寡婦福祉資金20,425,140円であった収入未済額のうち、平成27年1月末までに母子8,061,029円、寡婦737,909円を収納した。

今後とも、市町村と連携して適切な貸付実施による未収金の発生防止を図るほか、債務者に対して、個々の状況に応じて母子自立支援員による各種相談に応じるとともに、償還困難事例については「ケース検討会議」を開催し対策を検討するなど、より一層の収入確保に努めてまいりたい。

< 企業支援課 >

中小企業近代化資金貸付金元利収入、同貸付金にかかる違約金及び延納利息の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

中小企業近代化資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成25年度決算額	1,303,534,502円
平成24年度決算額	1,338,112,464円
増 減 額	34,577,962円

違約金及び延納利息（中小企業設備近代化資金貸付金にかかる違約金）の収入未済額の状況

平成25年度決算額	1,904,958円
平成24年度決算額	1,904,958円
増 減 額	0円

当該貸付金については、従来から債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」）に対し、電話や文書、訪問等による督促を行うほか、担保物件の処分、分割納付等により債権回収を図っている。

債権管理業務の基本的処理方法を定めた債権管理マニュアルに基づき、債務者等の償還能力に応じた重点的・効果的な督促・交渉を実施し、償還額の増額、償還中断先の償還再開、新たな定期償還者の掘り起こし等に努めている。

平成20年度からは、サービサー（債権回収会社）に債権回収業務を委託し、さらには弁護士を通じての法的措置を行う等、専門家の知識や技術を活用した回収強化に取り組んでいる。

サービサーは、戸別訪問や面談を通じて連帯保証人の償還意思や能力などを見極めながら、安易な少額分納に応じることなく、強制執行などの法的措置も視野に入れて督促・交渉を進めている。

これらの取組みの結果、平成26年度においては、担保物権の任意売却等により、1月末までに36,370,050円を収納するとともに、未収先数は1先（1件）減少したところである。

今後とも、サービサー及び弁護士と連携し、債務者等への督促・交渉を強化し、資産売却を含めた債権回収策の検討を行うとともに、倒産した者に対しては、債務者等の所在、資産の状況、支払能力、相続の状況等を把握し、債務者等に対する訪問・督促等を引き続き行うことで債権回収を進めて参りたい。

< 労働雇用課 >

雑入（勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入（勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済額の状況

平成25年度決算額	8,964,557円
平成24年度決算額	9,108,557円

当該未収金は、債務者である協同組合が休眠状態であり、連帯保証人の別組合が返済を行っている状況である。

また、平成24年7月分までの返済額は毎月1万円と未収金額に比して少額であるため、返済額の増額についての協議を重ねた結果、同年8月から2千円増額し、毎月1万2千円の返済を行うこととなった。

平成25年度決算額で8,964,557円であった収入未済額のうち、平成27年1月末までに120,000円が収納された。

今後も、引き続き返済額の増額交渉を継続し、早期の完済に向けた取組みを行う。

増 減 額	144,000円
-------	----------

< 農林水産政策課 >

農業改良資金貸付金元金収入，同貸付金にかかる違約金及び延納利息，林業改善資金貸付金元金収入の収入未済について，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成25年度決算額	18,210,216円
平成24年度決算額	19,510,216円
増 減 額	1,300,000円

違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金にかかる違約金）の収入未済額の状況

平成25年度決算額	458,798円
平成24年度決算額	458,798円
増 減 額	0円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成25年度決算額	5,502,402円
平成24年度決算額	5,627,402円
増 減 額	125,000円

< 用地対策課 >

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成25年度決算額	558,227,428円
平成24年度決算額	563,227,428円

貸付金債権の保全と回収を図るため，全庁的な組織である徳島県未収金対策委員会において取組方針が示され，部局間の情報連携を図るとともに，職員間での回収状況の共有や弁護士相談による債権回収策の検討を行い，債務者等の経済状況の実態を把握しながら，電話や訪問面談等による督促を行った。

その結果，農業改良資金貸付金については，元金の完済（1件）及び長期間返済のなかった債務者からの定期的な返済の開始（1件）を達成し，平成25年度決算額で，18,210,216円であった収入未済額のうち，平成27年1月末までに1,260,000円を収納し，収入未済額は16,950,216円となっている。また，他の金融機関からの借換による一括全額元金返済に向けた協議を開始（1件）している。

林業改善資金貸付金については，平成25年度決算額で5,502,402円であった収入未済額のうち，平成27年1月末までに45,000円を収納し，収入未済額は5,457,402円となっている。経済的理由から支払額は少ないものの，償還は継続されている。

今後は，収入未済額については，債務者や連帯保証人への電話や訪問面談等を引き続き行うとともに，債務の削減を促進するため，償還計画の見直しを指導するなど，債務者等に対して，強力に支払請求を行い，一層の収入確保に努めたい。

また，返済状況を踏まえ，債務が削減されない場合には，必要に応じ担保権の行使や法的措置を行うなど，未収金対策に万全の措置を講じて参りたい。

平成26年4月から平成26年12月までの間，厳しい県財政の下，これまで以上に未収金対策に注力すべき必要があることなどを踏まえ，毎月1回は債務者（株式会社）を訪問又は県庁で面談するなどして，11回にわたり債務者に対し督促を行った。

債務者は，自動車部品の加工を主たる業務としているが，近年は，自動車メーカーの海外生産増加に伴い，大手自動車部品メーカーも部品の現地調達を拡大させていることから国内受注量の落ち込みが懸念され，さらに，円安に伴う原燃料コストの上昇で，経費削減に向けた一段の経営改革を迫られることとなり，今後も厳しい経営状況が続く

増減額	5,000,000円
-----	------------

ものと思われる。また、新規の設備投資を行う場合でも、金融機関からの融資が見込めず、自己資金によらざるを得ない状況に置かれている。

そのような中で、債務者の代表取締役からは、厳しい経営環境が続いているが最大限の償還ができるよう努力するとの意思表示がなされ、定期監査までに200万円の納付が、さらに、定期監査後も、債務者に提出させている決算関係書類に基づき、改めて、経営状況を把握するための財務関係の分析を行い、その結果を踏まえて、償還について強力に督促したところ、平成26年10月及び12月に各100万円の納付があり、平成25年度決算額で558,227,428円であった収入未済額のうち、平成27年1月末までに4,000,000円を収納した。

また、平成27年1月以降も、受注量の極端な落ち込みや取引先の不渡りなどがなければ、年度内に納付を行うとの意思を示していることから、最終的には、最低でも昨年度の償還額(500万円)と同等、あるいは、それを上回る収納を見込んでいる。

しかしながら、厳しい県財政の下、県民負担の公平性、県民の信頼確保の観点から、従前にも増して未収金の削減に向けた努力が求められているところであり、今後も、経済状況及び債務者の経営状況を把握し、引き続き会社訪問をするなどして強力に督促を重ねるとともに、専門家の活用も図りながら、粘り強く回収に努めたい。

<住宅課>

住宅使用料、雑入(家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費)及び敷金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

住宅使用料の収入未済額の状況

平成25年度決算額	268,155,159円
平成24年度決算額	288,533,118円
増減額	20,377,959円

雑入(家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費)の収入未済額の状況

平成25年度決算額	20,183,067円
平成24年度決算額	19,961,645円
増減額	221,422円

1 講じた措置

(1) 呼出納付指導等の実施(高額滞納者以外・30万円以上の滞納者を除く)

平成26年8月に、3カ月以上の滞納者160名及びその連帯保証人255名に対して、文書による催告を行った。

平成26年11月に、6カ月以上の滞納者63名及びその連帯保証人109名に対して、呼出納付指導(相談)を実施し、呼び出しに応じなかった者に対しては電話指導、文書による催告等を行った。

上記の指導や、夜間訪問納付指導にもかかわらず滞納の解消が図られない者については、平成27年3月に滞納者と連帯保証人に対する呼び出しを行い、面談による納付指導を行う。

(2) 夜間訪問納付指導の実施(高額滞納者以外)

平成26年5月に2カ月以上の滞納者264名を対象に、住宅課と住宅供給公社の職員による「夜間訪問督促」を実施した。

また、同年12月には2回目の夜間訪問納付指導を実施し、滞納者295名に対し滞納の解消を強力に促した。

(3) 訴訟を前提とした呼出納付指導の実施(高額滞納者)

平成26年7月から、継続的に高額滞納者に対する呼出納付指導を実施。

昨年度は滞納額40万円以上の滞納者を対象としていたが、平成26年度は滞納額30万円以上の者に拡大し、滞納者30名とその連帯保証人49名に対して、訴訟を前提とした呼出納付指導を行ったとこ

敷金収入の収入未済額の状況

平成25年度決算額	1,244,200円
平成24年度決算額	1,240,300円
増減額	3,900円

る、4名が完納したのをはじめ、分割納付の履行等の効果があった。

(4) 悪質な高額滞納者に対する訴訟の提起

平成26年5月と平成27年1月に、納付指導に応じない悪質な高額滞納者及びその連帯保証人に対して、家賃等の支払いと住宅明渡請求訴訟計9件を提起した。  
(平成25年度は、7件の訴訟提起済)

(5) 弁護士との連携強化

滞納事例には、自己破産、服役、行方不明、不正入居等、様々な状況があるため、訴訟提起の際に代理人を依頼している弁護士との連携を深め、困難事例発生時には、法律関係の指導助言のもとに、早めに適切な対応ができるような体制とした。

2 今後の対応

継続的な電話や文書による納付指導、夜間訪問督促、連帯保証人を含めた呼出指導など滞納者本人に直接指導することが、納付の促進に繋がっていることから、これらの取組みを徹底して行う。また、新たな滞納の発生を防止するため、滞納が生じた場合には早め早めにこまめに納付指導・督促を実施し、滞納額が少ない初期のうちに細やかな対応を行う。

さらに、悪質な高額滞納者に対しては、住宅の明け渡しを求める法的措置を前提に強い姿勢で徴収指導を行う。

平成25年度末収入未済額の現在の状況

住宅使用料の状況

平成25年度末の収入未済額	268,155,159円
上記の平成27年1月末現在の収入未済額	240,619,438円
収入済額	27,535,721円

雑入(家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費)の状況

平成25年度末の収入未済額	20,183,067円
上記の平成27年1月末現在の収入未済額	19,335,691円
収入済額	847,376円



敷金収入の状況

平成25年度末の収入未済額	1,244,200円
上記の平成27年1月末現在の収入未済額	1,097,940円
収入済額	18,000円
調定による減額	128,260円

< 東部県土整備局 徳島庁舎 >

港湾使用料及び港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

港湾使用料の収入未済額の状況

平成25年度決算額	2,341,360円
平成24年度決算額	2,341,360円
増減額	0円

港湾施設使用料の収入未済額の状況

平成25年度決算額	10,394,844円
平成24年度決算額	8,814,370円
増減額	1,580,474円

平成19年度に「滞納処分事務処理要領」を策定し、毎月「未収金対策会議」を開催して対応状況の検討を行い、鋭意未収金の削減及び発生防止に努めている。

その結果、平成25年度決算で12,736,204円あった収入未済額のうち、平成27年1月末までに4,599,134円を収納し、1,635,400円を不納欠損処分とした。

今後とも、個別及び全体の取組みを一層強化し、未収金の縮減に取り組みたい。

1 「港湾使用料」

未収となっていたのは、3法人であり対応状況は次のとおりである。

(1) A法人(1,248,320円)は、徳島地裁に未収金の交付要求をしていたが、平成23年1月に配当なしで終了した。営業実態もなく、財産調査を行うも差押え可能な財産もないため、平成23年1月に滞納処分の執行停止を行い、平成26年1月に資力回復調査を行ったが滞納処分できる財産はなく執行停止後3年が経過したため、平成26年9月10日に不納欠損処分を行った。

(2) B法人(40,080円)は、営業実態もなく、財産調査を行うも差押え可能な財産もないため滞納処分の執行停止を行い、平成26年1月に資力回復調査を行ったが、滞納処分できる財産はなく執行停止後3年が経過したため、平成26年9月10日に不納欠損処分を行った。

(3) C法人(1,052,960円)は、納付指導等を行いながら、差押えの準備を進めていたが、平成26年10月に280,000円の納付があったため、一時留保している。今後とも強力に納付指導を行っていく。

なお、使用施設(岸壁)は、返地されており、新たな未収金の発生はない。

2 「港湾施設使用料」

未収となっていたのは、6法人であり、このうち2法人3,763,814円については、全額回収済みである。残る4法人への対応状況は次のとおりである。

- (1) A法人(347,000円)については、上記「港湾使用料」と同法人であるが、滞納処分の執行停止後3年が経過したため、平成26年9月10日に不納欠損処分を行った。
- (2) C法人(577,230円)については、納付指導等を行いながら、差押えの準備を進めていたが、上記「港湾使用料」の滞納分の一部が納付されたため、一時留保している。今後とも強力に納付指導を行っていく。  
なお、占用物件(野積み場)については、延伸許可をしていない。
- (3) D法人(4,025,740円)については、会社は休眠状態で、県が同社所有の倉庫の差押を継続中であり、売却に向け、県外も含め広く売却先を探している。
- (4) E法人(1,681,060円)は、平成26年7月11日に300,000円、平成26年12月25日に255,320円の納付があった。今後とも継続した納付指導を粘り強く行っていく。  
なお、占用物件(野積み場)については、延伸許可をしていない。

< 東部県土整備局 鳴門庁舎 >  
河川海岸使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

平成25年度決算額	583,400円
平成24年度決算額	518,506円
増 減 額	64,894円

関係機関等と連携を図り、納期限厳守を指導することにより、新たな収入未済の発生防止や収入未済額の縮減に努めているところである。その結果、平成27年1月31日現在の未収額は、「河川海岸使用料」582,250円となっている。  
なお、収入未済となっている2法人、1個人、1組合への対応状況は次のとおり。

- 1 A法人(収入未済額 517,125円)  
A法人は、船舶修理等の用途で国管理の旧吉野川の占用許可を受け、平成19年度から平成21年度分が未納である。  
当法人は既に解散しており、会社の所有地及び代表者宅の不動産は競売により売却済み。金融機関等に財産照会をしているが、滞納処分可能な財産は確認出来ていない。  
代表者は平成21年から所在不明となっている。平成26年度末に債権の消滅時効となることから、今後も所在確認に努め、処分可能な財産を発見出来れば、差押え等の処分に努める。  
なお、当該法人に許可していた占用施設は返地されている。
- 2 B法人(収入未済額 33,625円)  
B法人は海岸の棧橋を占用している。平成25年度分が業績不振のため未納となっている。  
平成26年4月17日に督促状を送付し、その後電話連絡による督促や直接大阪の事務所を訪問するなど、継続して納付指導を行っている。
- 3 C個人(収入未済額 31,500円)  
C氏は国管理の吉野川を一部使用している。平成25年度の使用料が未納となっている。平成26年10月30日に督促状を直接渡し、納付

できるよう納付指導を行っている。

- 4 D組合(収入未済額 1,150円)  
D組合は海岸の一部を占用し、棧橋設置している。納付指導により、平成26年5月8日に納付された。

今後とも個別及び全体の取組みを一層強化し、未収金の縮減に取り組みたい。

< 東部県土整備局 吉野川庁舎 >

河川海岸使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

平成25年度決算額	5,559,073円
平成24年度決算額	5,367,508円
増 減 額	191,565円

収入未済への対応については、新たな未済の発生を防ぐため、督促状を発送するとともに、重点的に電話での督促や戸別訪問を行うなど納付指導を行った。

また、収入未済が継続している案件については、分割支払計画書を提出させるなど、状況に応じた対応を行うことにより、収入未済額の削減に努めた。

この結果、平成25年度決算額で5,559,073円であった収入未済額のうち、平成27年1月末現在で2,515,707円を収納した。

平成25年度決算における主な滞納者についての対応状況は次のとおりである。

- 1 A法人  
河川占用料4,175,680円を滞納したA法人については、分割支払計画書を提出させ、この計画に基づいた納付がなされるよう継続的な指導を行ったことにより、平成27年1月末までに2,231,760円を収納した。  
引き続き、分割支払計画による着実な納付を指導する。
- 2 B法人  
砂利採取料180,416円を滞納したB法人については、分割による着実な納付を指導し、少額ではあるが継続的な納付がされており、平成27年1月末までに100,000円を収納した。  
引き続き、納付が滞らないよう指導する。
- 3 C個人  
河川占用料745,500円を滞納したC個人については、平成24年度以降の占用許可の更新を行わず、新たな未収金の発生を防ぐとともに、分割支払計画に基づいた返済を指導したことにより、平成27年1月末日までに100,000円を収納した。  
引き続き、分割支払計画による着実な納付を指導する。
- 4 D個人  
砂利採取料129,843円を滞納したD個人については、平成21年8月3日に徳島地裁に交付要求を行ったが、同年12月18日に交付要求が解除となった。その後の財産調査でも、本人に返済能力がないと判断し、平成25年3月8日付で滞納処分の執行停止処分を行っていたが、

平成26年12月18日で交付要求解除から5年を経過し時効となったため、現在、不納欠損処分の手続きを行っている。

今後とも、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、現在の未収金については、継続的かつ粘り強い納付指導を行うことにより削減を図りたい。

< 南部総合県民局経営企画部 美波庁舎 阿南庁舎 >  
県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

平成25年度決算額	211,685,443円
平成24年度決算額	239,936,802円
増 減 額	28,251,359円

「平成26年度県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており、7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」に、また、11月から12月を県・市町村合同の「県下一斉徴収強化月間」に定め集中的に滞納整理を行った。

特に収入未済額の大部分を占める個人県民税については、地方税法第48条に基づき、市町から個人住民税の徴取引継を受けた上で県が直接徴収する取組みを続けており、平成26年度においても阿南市から徴取引継を受けて滞納整理を進めるとともに、他の町に対しても適宜に徴収支援を実施することとしている。

また、新たな未済額の発生を抑制するため、国・県・市町村が連携し、事業所（給与支払者）に対する特別徴収実施の働きかけを続けているほか、今年度から管財課及び建設管理課の協力により、県の物品購入、建設工事等に係る入札参加資格審査の申請書類に「個人住民税に係る特別徴収実施確認書」を加えることとなった。

個人県民税に次いで未済額が多い自動車税、不動産取得税などの税目については、滞納者の財産を一斉調査し、担税能力を把握した上で納税交渉に臨むとともに、納税意思が薄い滞納者に対しては厳正に滞納処分を行った。

特に自動車税については、東部県税局（自動車税庁舎）と連携し、徴取引継を受ける前の現年課税分についても積極的に情報交換、滞納処分を行っており、新たに発生する未済額の圧縮を図った。

また、財産調査等の結果、生活困窮者や将来的にも徴収見込みがないことが明らかな者については、一旦処分の執行を停止するなど滞納者の状況に応じた滞納整理を進めた。

以上の結果、平成25年度決算において211,685,443円であった県税収入未済額は、平成27年1月31日現在151,821,975円となり、59,863,468円（28.3%）減少した。

また、税外収入の収入未済額93,874円は91,074円となり、2,800円（3.0%）減少した。

今後も納期内納付の広報、納税指導により自主納税を促進し新たな滞納の発生を防止するとともに、厳正な滞納処分による公正公平な税務行政を推進し、県税収入の確保に努めたい。

また、個人県民税については、市・町及び関係機関との連携を一層密にして徴収支援の充実に努めたい。

< 南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎 >  
返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新た

1 返納金（13,362,204円）のうち、  
(1) 児童扶養手当返納金の未収（1,484,120円）については、「児童

な収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)の収入未済額の状況

平成25年度決算額	13,362,204円
平成24年度決算額	11,870,764円
増 減 額	1,491,440円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成25年度決算額	13,226,443円
平成24年度決算額	12,904,241円
増 減 額	322,202円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成25年度決算額	1,863,450円
平成24年度決算額	1,873,872円
増 減 額	10,422円

扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当者と母子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導などを実施するとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行っている。その結果、債務者3名は分納を続けており、平成27年1月31日現在、20,000円が納入されて、未収金額は、1,464,120円となっている。

また、新たな返納金の発生の未然防止策が極めて重要であることから、児童扶養手当の新規認定時や既受給者から現況届が提出される時点で、不正受給の注意を喚起するリーフレットを全員に配布し、返納金の発生防止に努めるとともに、関係市町と連携しながら債務者の生活状況の実態把握、就労支援、必要に応じた分割返納の措置、計画的な返納指導などを積極的に実施し返納金の発生防止の徹底を図っている。

(2) 生活保護返納金の未収(11,878,084円)については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、地区担当員の通常の訪問、文書・電話による督促等あらゆる機会を通じて返済を求めるとともに、返済計画の見直しを行うなど、債務者の状況に対応した適切な債権管理に努めている。また、特に返納の滞りがちな世帯(廃止世帯を含む)については、生活状況の把握に努め、地区担当員に加え査察指導員を加えたチームを編成し直接訪問を実施するなど精力的に取り組んでいる。

これらの結果、平成27年1月31日現在、1,798,977円が納入され、未収金額は10,079,107円となっている。

今後とも、管内市町、民生委員等の関係者と緊密に連携し、債務者や扶養義務者の生活状況の十分な把握を進め、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

2 母子福祉資金貸付金元利収入(13,226,443円)及び寡婦福祉資金貸付金元利収入(1,863,450円)については、担当職員と母子自立支援員が日々債権回収に励んでおり、長期や多額の滞納者に対する納付指導を強化するため、ケース会議を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、徴収の実があがるよう努めている。また、償還開始の連絡の際には、担当職員と母子自立支援員が通知を手渡し、就労状況等の確認を行い、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めている。

その結果、母子福祉資金貸付金については、平成27年1月31日現在、363,221円が納入されて、未収金額は12,863,222円となっているが、寡婦福祉資金貸付金については、未だ納入にいたっていない状況である。

今後とも、償還開始前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、個々の状況に応じ、母子自立支援員による各種相談や母子自立支援プログラムの活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組んで参りたい。

奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生防止に向けての対策を強化するとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成25年度決算額	97,018,975円
平成24年度決算額	84,578,580円
増 減 額	12,440,395円

奨学金貸付金の未収金については、「奨学金貸付金返還促進取扱要綱」及び「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき、平成26年度は、返還指導を強化するため「未収金削減強化月間」を2か月間設定するなど、課をあげた「奨学金未収金対策チーム」を中心として、重層的な取組みを行っている。

長期間返還を行わない滞納者に対する重点的な督促  
督促文書を送付し、指定した納期限までに収納が確認できない者や、返還計画書及び返還ができない理由書の提出のない者に対して、集中的な電話督促等を実施した。

新規返還開始者で初回返還が未納となった者に対する早期の返還指導  
滞納期間が短期の滞納者と併せて、滞納期間が長期化しないよう初期段階での電話による返還指導を実施した。

訪問督促及び奨学生等の住所等の把握  
平成26年度に強化した取組みとして、昼間自宅にいない者などに対する夜間の訪問督促の実施。また、連絡のつかない者など、住所を変更した可能性がある者に対しては、早期に住民票の公用交付等を行い、奨学生等の住所変更の手続きを促進した。

個々の状況に応じた適切な返還指導  
返還猶予等の申請及び分割返済の説明を行うとともに、滞納をしている奨学生等は、失業など様々な悩みを抱えている場合が多いことから、悩みを抱えている人が相談できる専門機関を一覧表にまとめたリーフレットを督促文書と一緒に送付した。

法的措置の予告の実施  
再三の返還指導・督促にもかかわらず返還を行わない長期滞納者に対して、昨年度に引き続き、法的措置の予告を実施したところ、対象者全員から分割返還の約束があり、昨年度の対象者と併せて重点的に返還を指導した。

新たな滞納発生の防止  
早期に人的担保を確保するため、貸与申請時に保証人に対しても誓約書への署名を求めるとことや、返還時の負担を軽減するため、貸与額を3種類の額から選択できるような制度設計にした。

こうした取組みの結果、平成25年度決算額で97,018,975円あった収入未済額のうち、平成27年1月31日までに、9,298,845円を収納した。

今後も引き続き、個々の状況を充分把握しながら、適宜効果的な取組みを行うとともに、きめ細やかな返還指導により、収入未済額の抑制に努めて参りたい。

< 教育委員会人権教育課 >  
 教育委員会奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生防止に向けての対策を強化するとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成25年度決算額	286,059,717円
平成24年度決算額	276,932,563円
増 減 額	9,127,154円

当該貸付金元金収入については、奨学金貸付債権管理マニュアルに基づき、滞納者に対する督促状の送付、電話による納付指導、相談窓口の開設及び戸別訪問など、課員全員体制で歳入確保に努めている。

特に、5月・7月・8月・12月を重点的に未収金削減に取り組む月間に設定し、各対象地域において奨学金相談窓口を開設するとともに、面談指導の機会を増やすため、戸別訪問にあたっては、事前に訪問先を精査し、訪問地域や訪問時間等に留意しながら取り組んだ。

一方、電話指導にも重点を置き、訪問等できなかった者や返還手続きのない者等、より多くの者への連絡に努めた。

これらの取組みの結果、平成25年度決算額で286,059,717円であった収入未済額に対し、平成27年1月31日までに4,521,209円を収納した。

また、返還免除を含む奨学金返還制度について一層の理解が得られるよう、文字の大きさや文章構成を工夫し、申請手続きに係るフロー図を添付するなど「奨学金返還のしおり」をより分かりやすく改訂し、制度の周知を図ることにより、新たな収入未済の発生防止に努めた。

今後とも、上記の取組みを継続するなかで、貸与を受けた者の家庭状況等を勘案しながら、分割納付など適切な償還方法の指導・相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

< 警察本部会計課 >  
 過料等（放置違反金）について、新たな収入未済の発生防止に向けての対策を強化するとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

過料等（放置違反金）の収入未済額の状況

平成25年度決算額	2,035,000円
平成24年度決算額	2,673,000円
増 減 額	638,000円

未収となっている放置駐車違反に係る放置違反金の徴収については、督促状等の文書を送付することはもとより、滞納者の所在を調査の上、職員が自宅を訪問するなどして納付を求めているところである。更に、督促に従わない場合には、道路交通法の規定に基づく車検拒否制度の適用や、地方税の滞納処分例による預貯金の差押えを行うなどして徴収に向けた取組みを進めているところである。

その結果、平成25年度決算額で2,035,000円（135件）であった収入未済額のうち、平成27年1月末までに

反復継続した督促の実施による徴収	30,000円（2件）
面接等による徴収	468,000円（31件）
滞納処分（差押え）による徴収	15,000円（1件）
車検拒否制度の適用による徴収	150,000円（10件）

を行い、663,000円（44件）を徴収した。

今後も適切な債権管理を行い、所在が不明となっている債務者の追跡調査を行うほか、徴収に向けた対策を強化するなどして、未収となっている放置違反金の徴収に努めてまいりたい。

(2) 収入で未収 < 中央病院 >

となっているもの

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成25年度決算額に係る 平成26年5月末残額	91,896,822円
平成24年度決算額に係る 平成25年5月末残額	104,108,741円
増減額	12,211,919円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、電話、文書による督促を行うとともに、職員による戸別訪問を実施し、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明をすること等により早期収納に努めている。

さらに、平成20年1月から平成26年3月までの間に、65名に対して法的措置として「支払督促」を実施し、平成26年度は、新たに2名が完納、2名が分割納付を開始している。

また、会計窓口の24時間化や、クレジットカード等による支払いを可能とすることにより、患者の利便性を高めるとともに、地域医療センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度等を紹介することにより、未収金発生防止に努めている。

これらの取組みにより、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の平成25年度決算額に係る平成26年5月末時点残額91,896,822円のうち、13,676,588円を平成27年1月末までに収納した。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、時間外診療における身分証明書類及び本人以外の連絡先の確認を徹底し、あらたな未収金の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施するなど、適切な債権管理に努めたい。

<三好病院>

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成25年度決算額に係る 平成26年5月末残額	38,388,962円
平成24年度決算額に係る 平成25年5月末残額	36,626,432円
増減額	1,762,530円

未収金の回収については「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、電話、文書による督促を行うとともに、職員が戸別訪問を実施して、滞納者に対して分割納付・高額療養費制度の活用について丁寧に説明し、早期収納に努めている。

また、長期間滞納者のうち督促を行っても支払に応じない者に対しては、平成20年度から支払督促の申立や訴訟などの法的措置を行っており、平成26年度においては要件に該当する者はなかったが、平成27年1月31日までに既に法的措置を執った者のうち1名から100,000円の納付があった。

平成26年度においては、過年度において、未収金のある者159名（対象額9,739,745円）に対し、督促状を送付した結果、平成27年1月31日現在までに153,421円の納付があった。

その他、地域医療センターでは、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度を紹介するなどの取組みにより未収金発生防止に努めている。

これらの取組みの結果、平成25年度決算額に係る平成26年5月末残高が、38,388,962円であった医業未収金（診療報酬等個人負担分）のうち、平成27年1月31日までに1,906,864円を収納した。

今後とも、未収金の発生抑制として平成26年度から増員となったソーシャルワーカーとの連携により患者の状況に応じた各種社会保障制度等の相談に応じるなどの取組みに努めるとともに、電話・文書・居宅訪問による督促及び必要に応じた法的措置を継続して行うことにより未収金の回収に努めたい。

<海部病院>

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未

収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に



収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成25年度決算額に係る 平成26年5月末残額	9,138,942円
平成24年度決算額に係る 平成25年5月末残額	9,295,488円
増 減 額	156,546円

基づき、電話、督促状の送付及び戸別訪問による支払督促を実施するとともに、医事業務委託業者等と連携して、未納者の来院時に面談を行い分割納付等の手続きについても説明し、納付誓約書や分割支払予定書等を徴収するなど早期収納に努めている。

また、長期間滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない者に対しては、平成21年度から法的措置として4名に対し「支払督促」を実施しており、平成26年度においては、1名から5,000円を回収した。

更に、当院地域医療センターにおいては、平成23年度から配置された医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談を実施し、高額療養費制度や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介などを行うとともに、出産育児一時金等の直接支払制度の活用や、平成24年11月のクレジットカード決済端末機の導入等により、新たな未収金発生防止に努めている。

これらの取組みにより、平成25年度決算額に係る平成26年5月末時点で9,138,942円であった医業未収金（診療報酬等個人負担分）については、平成27年1月末までに2,611,476円を収納した。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生の防止に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金についても継続的に支払を督促するなど、適切な債権管理に努めたい。

(3) 支出事務で適切でないもの

< 農林水産総合技術支援センター 総務管理課 >  
電話機の調達にあたり、要求担当者と発注・支払担当者との分離がなされていなかった。今後、組織的な確認を徹底し、適正な物品調達事務の執行を確保する必要がある。

上板ほ場で使用する電話機子機の購入に関する物品購入決議簿において、同じ担当者が購入伺、発注者、分離確認者となっていた。

今回の指摘を受けて、5月22日に開催した総務管理課のコンプライアンス研修の中で、チェック体制の強化について課内で協議を行い、支出事務を行う際には、要求と発注・支払部門の分離確認を予算担当者・担当リーダー・副課長の順で必ずチェックを行うことにしている。

また、適切な会計事務等を再確認するため、12月5日に開催された農林水産部の会計事務実務担当者研修会に職員が参加するとともに、各所属職員に対しては、各課コンプライアンス会議・担当リーダー会において、物品調達における要求と発注の分離についての周知徹底を図り、事務手続き時には担当リーダー・副課長・所属長によるチェックを必ず行うことにしている。

今後は、このようなことがないように適正な事務執行に努める。

< 用地対策課 >

CD-ROMの購入にあたり、要求担当者と発注・支払担当者との分離がなされていなかった。今後、組織的な確認を徹底し、適正な物品調達事務の執行を確保する必要がある。

今回の指摘を受けて、課内会議を開催し、物品購入改善マニュアルの趣旨を課員全員で理解するとともに、具体的な改善策として、当課が2担当（土地利用推進担当、用地戦略担当）であることから、「要求部門」となる担当が「購入伺い」を立案した場合には、もう一方の担当が「発注・支払部門」として「経費支出伺い」を立案することを取り決め、9月1日付けで事務分掌表に記載した。

当課では、毎年、当該CD-ROMを執行委託を受けて購入しているが、平成26年度分の購入は、事務分掌表に従い土地利用推進担当が「購入伺い」を立案し、用地戦略担当が「発注・支払事務」を行っている。

<p>(4) 工事に係る事務処理で適切でないもの</p>	<p>&lt;南部総合県民局県土整備部 那賀庁舎 &gt;          落石対策工事において、警察署の道路使用許可条件である交通整理人の配置がなされていないものがある。今後、組織的なチェック体制の強化に努める必要がある。</p>	<p>今後も、物品購入改善マニュアルに則り、審査体制の強化、手続きの明確化等を図り、適正な事務処理を行ってまいりたい。</p> <p>当該工事の概要は、落石防護柵の設置を主体としたもので、請負契約書には交通整理員を配置することとしており、また、施工業者は警察署から「交通整理員を配置する」ことで道路使用許可を受けていたが、工事の設計変更時の確認で、交通整理員を配置していないことが判明したため、施工業者に対し厳重注意のうえ、交通整理員の未配置分の減額変更を行った。</p> <p>道路工事における交通整理員の未配置は重大な事故につながる恐れがあるため、その重要性を認識し、道路使用許可の提出に併せて交通整理員の配置計画の提出を徹底するとともに、現場への巡回をきめ細やかにを行い、道路使用許可の遵守を徹底し、適正で安全な現場管理に努めたい。</p>
<p>(5) 契約事務で適切でないもの</p>	<p>&lt;東部農林水産局 吉野川庁舎 &gt;          地すべり防止事業に係る工事請負変更契約において、工事費積算の個別補正がなされていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p> <p>県営林監視業務委託契約において、仕様書に添付すべき県営林監視業務計画書が添付されていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>当該地すべり防止工事においては特殊工法を採用したが、特殊工法で必要な設計基準の個別補正の必要性に気づかなかったため、積算を誤った。</p> <p>このため、特殊工法における設計基準の個別補正項目を整理し、チェックリストを作成の上、設計者・設計審査者・担当リーダーの各人が確認に努めている。</p> <p>また、農林水産部内における研修などを通じ、適正な事務処理について職員に周知し、再発防止に取り組んでいる。</p> <p>契約に必要な書類等の確認が十分でなかった。</p> <p>今回の指摘を受けて、県営林に関する各種契約書類作成において、契約ごとに、添付すべき書類、様式の一覧を用意の上、主任者、副主任者、担当リーダー各人が点検し、確認に努めてきた。</p> <p>さらに、県営林関係事業共通で使えるチェックリストを作成し、より一層の適正化に努めている。</p> <p>また、農林水産部内における研修などを通じ、適正な事務処理について職員に周知し、再発防止に取り組んでいる。</p>
	<p>&lt;東部県土整備局 鳴門庁舎 &gt;          橋梁一部拡幅工事請負契約について、請負者から関係書類が一部提出されていないなどの不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>安全監視船の配置計画については、請負者から提出がされていないことが、別途、国土交通省への提出書類で確認していたところである。</p> <p>また、安全監視船の配置にあたっては、その都度、協議(口頭)を行ったうえで配置し、最終的な数量変更については、安全監視船勤務実績報告書にて確認していた。</p> <p>今回の指摘を受けて施工計画書による配置計画や数量変更時の施工計画変更等による配置計画変更について、総括・主任・現場監督員による協議、検討を行い、確認を徹底するとともに、新たに所属長までの決裁を経て確認を行い、適正な事務処理に努めているところである。</p>

	<p>&lt; 南部総合県民局県土整備部 阿南庁舎 &gt;        廃棄物処理業務委託契約について、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約をしていた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>当該委託契約は、本来は随意契約によることができる場合に該当せず、指名競争入札で執行されるべきものであり、契約事務手続きの変更の見落としなど初歩的な不注意により生じた契約上の不適切な事務処理である。        再発防止のため、契約事務に関する研修を実施し、契約事務手続きを再確認するとともに、事務処理の正確性を期するため、契約の際にはチェックリストを作成して手続きを確認するようにした。なお、平成26年度に執行した廃棄物処理業務委託契約については適正な事務処理に基づき指名競争入札により執行した。        今後は、契約事務に関する手続き等の情報収集を的確に行うとともに、引き続き所内研修を実施するなどして契約事務の適正化に努める。</p>
	<p>&lt; 中央病院 &gt;        給食細菌検査業務委託契約について、契約書に添付すべき業務委託仕様書が添付されていないなどの不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>事務作業に不慣れな者が契約手続きを行ったこともあり、また決裁時にも十分な確認がなされていなかったものである。        契約に係る事務処理については、複数職員によるチェックを徹底するとともに、平成26年12月4日には、職員に対し徳島県会計事務の手引き等の資料により物品調達事務の適正な執行について研修を実施したほか、機会あるごとに職員に周知徹底を図るなど、今後とも適正な執行に努める。</p>
<p>(6) 補助金に関する事務処理で適切でないもの</p>	<p>&lt; 林業飛躍局林業戦略課 &gt;        林業労働者確保支援センター推進事業及び高能率作業指導事業において、同一の経費をそれぞれの事業に計上しているものが認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>林業労働力確保支援センター推進事業は林業作業に従事する作業班員を対象に、高能率作業指導事業は、作業班リーダー及び事業管理者を対象に、労働安全衛生規則に則った作業方法を徹底するため、指導員が現場に赴き安全指導する事業である。また、両事業とも同一人物を指導者として業務に従事させていた。        今回の指摘を受け調査したところ、4箇所において同一日に同一場所で作業班員並びにそのリーダー及び事業管理者に対して指導業務を行い、その経費を各事業で1日分計上していた。        この場合、指導に要する経費については、両事業併せて1日分として精算すべきところであるが、当該指導員と精算事務担当者との間で錯誤があり、指摘されたような精算をしてしまった。        このため、事業主体に対し、今後同じ事態が発生しないよう、今回の事業の発生経緯の分析、それを受けて事業管理体制の見直しを検討させ、その検討結果を提出させた。        また、林業戦略課では、事業執行状況の管理を強化するとともに、実績報告書等の書類確認を複数職員により行うなどチェック体制を強化した。        なお、重複して交付した補助金68,550円については、返還手続きを行い、平成26年9月25日に返還済みである。        今後は、補助事業主体に対する指導を徹底するとともに、県においてもチェックを十分に行い、二度とこのようなことが起こらないよう、補助事業の適切な執行に努めていく。</p>